

○理事会に関する細則

平成26年4月19日制定
平成28年7月16日改正
平成29年4月15日改正
令和5年6月10日改正

理事会に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、日吉台共有施設管理組合同規約（昭和61年5月25日制定。以下「規約」という。）に定めるもののほか規約第38条及び第52条の規定に基づき、理事会に関し必要な事項を定めるものとする。

(理事会の構成及び出席者)

第2条 理事会の構成は、規約第34条第1項に定めるところによる。

2 諮問委員及び事務局長は、理事会の会議に出席することができる。

(理事会の審議事項等)

第3条 理事会は、規約第34条第1項及び第35条に定める事項について審議する。

2 理事会は、前項に規定するもののほか各理事（事務局長についても同様とする。）からその担当事務について報告を求め、又は承認することができる。

3 諮問委員は、諮問委員に関する細則（平成12年7月1日制定）第2条の規定に基づき、理事会において必要な助言等を行うものとする。

(理事会の招集)

第4条 理事長は、規約第34条第2項の規定に基づき、理事会を招集しようとするときは、理事会開催7日前までに日時、場所及び議案項目を書面で理事（諮問委員を含む。）に通知しなければならない。ただし、緊急を要すると認められるときは、5日前までに通知するものとする。

(理事会の開催)

第5条 定例理事会は、原則として、毎月第三土曜日の午後5時30分から開催する。ただし、これと異なる日時に定例理事会を開催する場合は、理事会で決定するものとする。

2 臨時理事会は、規約第34条第2項に規定する理事の開催請求があった場合を除き、緊急に対応する必要がある場合に開催するものとする。

(理事の担当業務等)

第6条 理事会の業務を効率的に運営するため、理事は次表の業務を担当する。ただし、会計理事にあつては、規約第37条第1項及び同条第2項に定めるところによる。

担当名	定数	担当する業務
総務・広報	5名	(1) 組合管理に関する業務 (2) 総会及び理事会に関する事項 (3) 広報に関する事項 (4) 渉外及び環境に関する事項 (5) 危機管理に関する事項 (6) 予算及び決算に関する事項
未収金管理	4名	(1) 維持管理費の未納に関する業務 (2) 未納者の措置に関する事項
維持管理	5名	(1) 施設の維持管理に関する業務 (2) 中・長期修繕計画の見直しに関する事項 (3) 将来計画の検討に関する事項

2 理事の定数が19名又は20名となる場合は、前項表中の担当の定数を理事会の決議により変更することができる。

(担当の選任)

第7条 前条の担当（理事長が選任する場合を除く。）は、理事の協議により定める。

(チーフ理事会)

第8条 理事会の補助組織として、チーフ理事会を置く。

(チーフ理事の選任)

第9条 チーフ理事は、会計、総務・広報、未収金管理及び維持管理の各担当のうちから各々1名を理事長が指名し、理事会で選任する。

(チーフ理事会の構成)

第10条 チーフ理事会の構成は、理事長、副理事長、チーフ理事及び事務局長とする。

(チーフ理事会の審議事項)

第11条 チーフ理事会は、理事会又は総会で懸案事項若しくは審議事項となったもののうち、検討を要するものについて審議する。

(チーフ理事会の開催及び招集)

第12条 チーフ理事会についての開催の可否は、理事会に諮るものとし、チーフ理事会は、理事長が招集する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成26年4月19日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この細則の施行日現在理事の職にある者は、この細則の施行により、平成26年度の総会の日までその担当業務を引き続き行うものとする。

附 則

この細則は、平成28年7月16日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年6月17日から施行する。